

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 近畿地方出土埴輪における盾表現

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石澤, 茉衣子, Ishizawa, Maiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000976">https://doi.org/10.57529/00000976</a>

# 近畿地方出土埴輪における盾表現

石澤 茉衣子

## 要 旨

本稿では、京都府・大阪府・兵庫県・奈良県から出土した古墳時代の盾形埴輪・盾持人埴輪の盾面を対象に、実物盾との比較をもとに「写実度認定」をおこなった。

「実物の器財をモデルに埴輪を製作した」という視点と、「写実度認定」という方法を用いて、古墳時代に実在した木製盾・革製盾・鉄製盾のうち「どの盾（モデル）をどの程度の写実度をもって模倣したのか」を分析した。盾形埴輪と盾持人埴輪の盾を同一基準で分析することにより、盾持人埴輪の位置付けの一助とするためである。また、「埴輪で盾を表現すること」を検討することで、埴輪とはなにかを解明する手がかりを得たいと考えた。

事例検討の結果、木製盾模倣・革製盾模倣・無文がみられ、木製盾・革製盾の模倣は写実度が高い傾向にあり、無文盾は盾持人埴輪の盾面に多くみられることが明らかになった。また、木製盾模倣と革製盾模倣は4世紀代からともに認められた。

盾表現全体については、鋸歯文施文への解釈と革製盾模倣出現の背景に対する解釈を試みた。また、盾持人埴輪の盾については、4世紀後半～5世紀中頃が「写実的表現の段階」、5世紀後半以降は「埴輪をみて埴輪をつくる段階」に分けられると考察した。さらに、盾形埴輪と盾持人埴輪の盾面表現の変遷の様相には大きな相違はみられないことから、両者の盾を完全につくり分けしていたとは考えにくいと結論した。

写実度認定という方法によって、「形骸化」といわれる埴輪の変化に対して複数の要因を想定できる可能性や、埴輪製作のプロセスの一部分を明らかにする分析がおこなえる可能性を提示した。

【キーワード】 形象 模倣 写実度 盾形埴輪 盾持人埴輪

## 1. 研究の視点

### (1) 本論の目的

盾は、一般的に敵の攻撃から身を護る防具のひとつとされる。古墳時代には、実物の盾が古墳の槨内などに副葬された例があるほか、埴輪としては盾形埴輪・盾持人埴輪と呼ばれるものがある。これらの埴輪に認められる、円筒部の正面ないし側面に貼り付けられた粘土板が「盾」とみなされてきた。盾形埴輪は4世紀中頃から製作され、埴頂部や造り出しに樹立されたほか、

## (2) 近畿地方出土埴輪における盾表現

埴輪棺としても利用された。盾持人埴輪は、その形態を端的にいえば盾形埴輪に頭部・顔面が付いたものである。現在、最古の盾持人埴輪の出土例は、4世紀後半の奈良県茅原大墓古墳から出土した盾持人埴輪である。

本論における目的は、「実物」と「実物を象った埴輪」の双方が製作されていた盾を題材に、形象埴輪製作のプロセスの一端を明らかにすることである。実物として存在していた器物を埴輪として表現する過程を考察することで、埴輪とはなにかを解明する一助になると考える。

## (2) 研究史

研究目的に沿う形で、盾形埴輪および盾持人埴輪の盾に関する研究史を以下に挙げる<sup>(1)</sup>。

実物と埴輪との比較という視点は、盾形埴輪の研究で見られる。楠元哲夫氏は、大和の盾形埴輪の分類・編年をおこなう過程で、実物の盾を「模倣原体」と表現し、実物と埴輪との比較を試みている（楠元 1985）。高橋克壽氏は、盾形埴輪の盾面の分割方法がそのモデルになった盾のちがいを反映しているとし、畿内の古墳出土資料を中心に、木製盾を模倣した1類と革製盾を模倣した2類に分けられることを明らかにした。また、岡山県金蔵山古墳出土の盾形埴輪を根拠に、両者は時間的に共存せず、5世紀前半に急速に入れ替わることを示した（高橋 1988）。この高橋氏の視点が継承されていないことを指摘した東方仁史氏は、盾面の分割方法・文様・区画帯の組み合わせによって盾形埴輪をA～C類に分類し、それぞれのモデルを比定した（東方 2003）。櫻井久之氏は「鍵手文」への着目から実物盾と盾形埴輪の両者を分析し、鍵手文の系統を想定している（櫻井 2006）。田中秀和氏は、革製盾模倣を中心に畿内における盾形埴輪の検討をおこなった。文様を主とした分析によって、高橋克壽氏が木製盾模倣とした佐紀陵山古墳出土の盾形埴輪を革製盾模倣とみなした。伊達宗泰氏は「実用された盾との関連において考えなければならない」として、黄金塚2号墳から出土した盾形埴輪を中心に検討している（伊達 1997）。同氏は、盾形埴輪の盾面における図柄が単なる文様ではなく、皮（革）張りの表現である可能性を挙げている。また、黄金塚2号墳出土の盾形埴輪については、木製盾を仮器化したものであり、この類型は4世紀後半～5世紀初頭の短い期間のみ使用されたとしている。

一方、盾持人埴輪の盾はどのように扱われてきたのだろうか。

盾の形式を一文字鼻形式・山形鼻形式・三峯鼻形式に分類した後藤守一氏は、上古時代の持盾の形式をみるために盾持人埴輪（後藤氏は「楯を搔く男子像」とする）を数例とりあげ、一文字鼻形式が多いことを指摘した（後藤 1942b）。さらに、盾持人埴輪は武装していないことから、一文字鼻形式の盾は儀式用の盾である可能性を説いた。清水真一氏は、盾持人埴輪の盾部の形態と文様に着目し、編年案をまとめた。そのうち文様に関する部分を引用すると、写実的で細かい文様（Ⅰ型式）→色彩を施す例の出現（Ⅱ型式）→文様の省略化（Ⅲ型式）→無文化や色彩による施文（Ⅳ型式）という変遷が示されている（清水 1995）。盾持人埴輪の網羅的検討をおこなった塩谷修氏は、盾について外形・装飾・貼付位置の3項目を設定し分類をおこなった（塩谷 2001）。結果として、多くは線刻の幾何学文（特に連続三角文）が主体であること、ほぼ全期に戟表現<sup>(2)</sup>を付加するものがあること、左手に構える持ち盾を表していることを明らかにした。

盾持人埴輪は器財である盾と、人物らしき頭部・顔面を持つという形態的特徴から、「人物埴輪の出現」というテーマにおいて不可欠な資料となっている。特に、2011年に奈良県桜井市の茅原大墓古墳で盾持人埴輪が出土し、盾持人埴輪の出現、さらには人物埴輪の出現が、4世紀後半まで遡る可能性が提示された（榎原考古学研究所附属博物館編 2015）。この調査成果がひとつの画期となった。小栗明彦氏は、茅原大墓古墳の盾持人埴輪の盾は革製盾の文様に忠実ながらも同時期の実物盾とは乖離しており、すでに存在していた盾の埴輪を参考につくられたと主張する（小栗 2017）。橘泉氏は、西日本出土の盾持人埴輪の盾をもとに、盾形埴輪と類似しかつ精緻な文様を持つ盾Aグループ、文様が省略・簡略化された盾Bグループ、無文の盾Cグループという分類をおこなっている（橘 2018）。また、初期の盾持人埴輪の製作技法は盾形埴輪のそれに準拠しており、初現期の盾持人埴輪は人物埴輪とは一線を画すと主張した。

### (3) 課題提示

以上のとおり、盾形埴輪と盾持人埴輪どちらの先行研究においても実物の盾を含めた検討がおこなわれてきたことがわかる。しかし、実物との比較からなにを導き出すのか、盾面の分類からなにを明らかにしたいのかという分類の意義が不明瞭な傾向にある。多くの論考で盾面の分割方法・文様の種類・

#### (4) 近畿地方出土埴輪における盾表現

文様の充填の仕方などを分類する方法が採られてきたが、これによっておおまかな形態的変遷を追うことはできても、その先の議論になかなか進展していない。特に盾持人埴輪の研究では、実物盾や盾形埴輪との比較という視点による分析が少ない。

先述したとおり、盾持人埴輪をめぐっては器財埴輪と人物埴輪のどちらに含めるのかが論じられてきた。器財埴輪からの発展を想定する場合、盾形埴輪と盾持人埴輪の両方をとりあげ、盾部を詳しく分析することが求められると考える。しかし、盾形埴輪の先行研究をみても分類方法は多岐にわたり、盾形埴輪と盾持人埴輪の盾を総合して論じたものは少ない。また、盾持人埴輪を人物埴輪として考える場合には、たとえば両者の盾に決定的な相違点があるのかを分析するというアプローチも可能ではないだろうか。

盾面の分類に際して目的意識を持った分類方法を設定する必要性、盾形埴輪と盾持人埴輪それぞれで独立して盾の分析がおこなわれてきた傾向への疑問、この2点が主として本論における問題意識として整理できる。

#### (4) 本研究の目標

盾形埴輪も盾持人埴輪もそこに造形されたものが「盾」ならば、一度同じ俎上に載せて検討することが求められる。また、分析に際しては従来の方法をそのままトレースするのではなく、新たな方法を模索することが必要と考える。本論では、埴輪における盾表現を分析するのに適した方法を用いること、盾形埴輪の盾と盾持人埴輪の盾を同じ基準で分類することを目指す。そのうえで、盾持人埴輪の盾の「埴輪に造形された盾」全体における位置付けの検討を試みたい。

## 2. 方法と対象資料

### (1) 分析方法

盾形埴輪と盾持人埴輪の盾を検討するにあたって、有効な方法とはどのようなものであろうか。本論では、両者に共通する盾部のなかでも盾面に焦点を当てて分析する。なぜなら、盾形埴輪の盾面の分割方法が、そのモデルになった盾（木製盾・革製盾）のちがいを反映している（高橋 1988, 第1図）<sup>(3)</sup>という視点が有効と考えるからである。器財埴輪には、甲冑形埴輪・盾形埴輪

輪・靱形埴輪・大刀形埴輪など複数種あり、これらは武器・武具、威儀具などを「形象」したものとされる。前章で挙げたように、これまでも「実物」と「実物を形象した結果としての埴輪」の比較という方法が採られ、筆者も形象埴輪の研究においてこのような視点を持つ必要性を認識した。

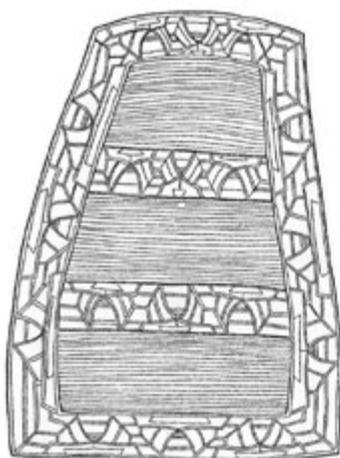
次に、実物と埴輪を比較する際の具体的な方法について検討する必要がある。これは、写実度の高低を観察することが有効である。清水真一氏の論考(清水 1995)において「写實的」という表現が用いられていることや、高橋克壽氏の論考でも器財埴輪の変遷の様相が「写実性を重んじた複雑な成形方法や辟邪の効果をねらった難解な文様が簡単で能率的なものへと変わっていった」(高橋 1988, p. 100)とまとめられているように、編年の指標として実物との比較から埴輪にみられる写実度を認定している<sup>(4)</sup>。

盾ではないが、ここで甲冑と甲冑形埴輪の比較をおこなった藤田和尊氏の研究(藤田 2002)をとりあげ、実物との対比に基づいて写実性の高低をはかる手続きを検討する。氏は、甲冑形埴輪における帯金表現や開閉装置表現の有無を根拠に、有機質の甲冑が当時所有・着用されていたとする従来の見解に対し、古墳時代中期の鉄製甲冑の一元的供給問題との矛盾を指摘した。そして、甲冑形埴輪製作者の甲冑そのものに対する「馴染みの多寡」によって、甲冑形埴輪の写実度の高低に差が生じる可能性を示し、甲冑形埴輪の写実度認定をおこなった(第2図)。中期型甲冑の特徴である地板と帯金の段構成という構造が、いかに甲冑形埴輪に形象されているかを写実度認定の主軸としている。藤田氏は中期の甲冑形埴輪の写実度が時期が下るにつれて高くなることを指摘し、この要因を埴輪工人にとって甲冑自体への馴染みの度合いが高くなったことに求めた。また、甲冑集中管理体制が敷かれたとみられる地域で写実度が高い傾向にあることも指摘した。

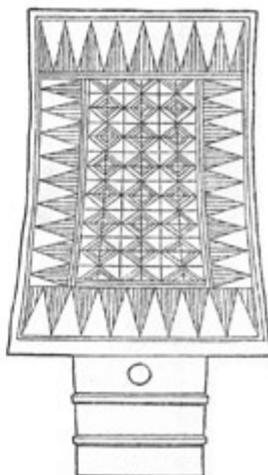
藤田氏の方法は、甲冑製作者にとって当然ともいえる甲冑の構造をふまえたうえで甲冑形埴輪の検討をおこなっており、形象埴輪の資料的特性に適した研究方法だと考える。また、機械的な分類ではみえてこない、埴輪工人と実物(埴輪のモデル)との距離(物理的距離、馴染み、情報の多寡、観察する時間的余裕など)を考察できる点が重要だと捉える。

以上、形象埴輪研究における写実度認定という方法の有効性を確認し、本論では盾形埴輪と盾持人埴輪の盾面の分析にこの方法を用いることとする。盾部を分析する際には、円筒部との接合方法・外形・盾面など複数の属性を

(6) 近畿地方出土埴輪における盾表現



1 類 (木製盾模倣)  
佐紀陵山古墳出土 S=1:20



2 類 (革製盾模倣)  
宮山古墳出土 S=1:28

第 1 図 高橋克壽氏による盾形埴輪の分類 (高橋 1988 より一部改変)

種別	ランク	基準
盾	A A--	伏板・帯金・地板・縁の区分が明確
	B B--	上記の区分を異様な表現で行う
	C C--	上記の区分が不明瞭
盾甲 (盾甲)	A A--	盾甲とその引合板および盾甲の区分が明確
	B B--	盾甲と盾甲は区分するが、盾甲の引合板を表現しない
	C C--	上記の区分がいずれも不明瞭
短甲	A A--	段により構成され、帯金と地板の区分が明確
	B B--	段により構成されるが、帯金と地板の区分が不明瞭
	C C--	段による構成を表現しない
	D D--	中期型甲冑を表現したとは考えがたいもの



G77ニゴレ CCB



G20長原 45号 AAA

G10番上山 BAA?

第 2 図 藤田和尊氏による甲冑形埴輪の写実度認定 (藤田 2002)

左: 写実度認定基準表 右: 対象資料の写実度認定 (一部抜粋)

抽出することができるが、そのなかでも盾面は、当時実在していた木製盾・革製盾・鉄製盾（以下、木盾・革盾・鉄盾と呼称）のいずれを模倣して製作したのかが比定できる、つまり実物の盾との対比が最も可能な部分である。盾・盾形埴輪・盾持人埴輪の先学および藤田氏の研究の成果を拝借しながら、まずは古墳時代に存在していた盾そのものへの理解を深め、次に盾形埴輪・盾持人埴輪の盾面を対象に「どの素材の盾を模倣しているのか」「どの程度の写実度で形象しているのか」を検討する。

## (2) 対象資料と対象地域

資料的制約として盾面の残存状況が良好な資料に対象が限られる。なお、家形埴輪に盾が線刻された資料を1例含む。

対象地域は近畿地方を選択した。実物盾の出土量の多さと、埴輪を用いた古墳祭祀が確立された地域であること（高橋1988）、そして奈良県の茅原大墓古墳で最古の盾持人埴輪が出土していることを考慮した。本論では、さらに近畿地方のなかでも、盾面が残存している盾持人埴輪の出土が報告されている京都府・大阪府・兵庫県・奈良県に絞った。

なお、「石見型埴輪」と呼ばれるものが盾形埴輪として認識されてきたが、盾ではなく王の杖の頭飾りを象った「玉杖形埴輪」とする見解（高橋2017）もふまえ、本論では対象から除くこととした。

## 3. 分析

### (1) 盾の構造把握

藤田氏が中期型甲冑の特徴を確認したのと同様に、写実度認定をおこなうために盾実物の構造・形態的特徴を把握する必要がある。そこで、古墳時代に存在していたことが確認されている木盾・革盾・鉄盾について、素材ごとに実物盾の研究、そしてこれら実物盾を念頭において論じられた盾形埴輪の研究を整理する。なお、先駆的な例としては、三木文雄氏が木盾と革盾の変化が盾形埴輪にも反映されていることを明らかにした研究が挙げられるであろう（三木1963）。

#### 木盾

##### ① 実物の木盾に関する研究（第3図）

## (8) 近畿地方出土埴輪における盾表現

木盾は、弥生時代から置盾として用いられていたとされる（芋本 1986、東大阪市文化財協会編 1987）。中川正人氏の集成によれば、古墳時代中期にかけて畿内を中心に東日本および中部・中国・北部九州に分布している（中川 1998）。

木盾については、以下のとおり複数の分類案が提示されている。

芋本隆裕 1986

A 類) 赤色顔料を塗布 B 類) 表裏面に多孔列 C 類) 板全体のうえに革張り

東大阪市文化財協会編 1987

A 類) 長方形の一枚板 B 類) 本体の多数の小孔列を穿つ

橋本達也 1999

紐列式木盾) 主軸に直交して紐を通し、木目に沿って割れるのを防いだもの（弥生前期後半～5世紀後半）

無紐式木盾) 板材をベースに彩色・施文・補強をおこなったもの（弥生時代後期以降にはみられない）

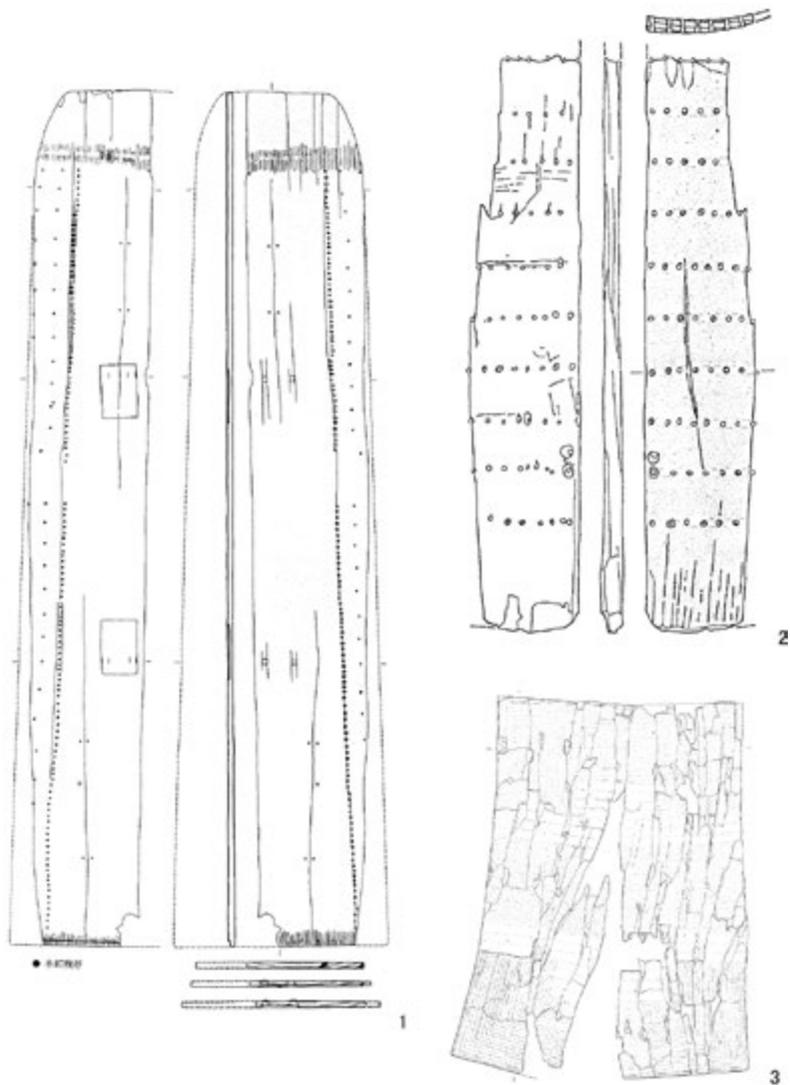
また、鍵手文（屈曲する帯によって構成される文様）に着目した櫻井久之氏は、木盾の特徴として、上下に向かい合うコ字形の鍵手文・その間に配置される直線帯・文様間の横方向の小孔列・側縁が内湾する外形、以上4点を挙げる（櫻井 2006）。

青木あかね氏は、板に直弧文などを彫刻し漆を塗布した盾、または、メスリ山古墳で副室床面に刺し縫い跡のない漆皮膜が広がっていたことを根拠に、無文で漆を塗布しただけの木盾または革盾があった可能性を説く（青木 2003）。

### ② 木盾模倣埴輪に関する研究

実物の木盾同様、複数の分類案が出されているが、なかでも先述した高橋克壽氏による分類は画期的であり、盾面が目字形ないしそれに準ずる形に分割されているもの（1類）を木盾模倣の盾形埴輪とした（高橋 1988）。また、盾面の表面に段差があることも、複数の部材を組み合わせたことを意味する表現であるとしている。

東方仁史氏は、盾面の分類にあたり木盾をモデルとして製作した盾形埴輪をB類とし、その特徴として3段分割・鋸歯文施文か無文の外区・平行線文施文の内区・段差や沈線による分割を挙げる（東方 2003）。



第3図 木製盾の出土例

1：大阪府木虎川遺跡（東大阪市文化財協会編 1987、S=1/12）

2：大阪府瓜生堂遺跡（芋本 1986、S=1/5）

3：奈良県保津・宮古遺跡（西岡ほか編 2013、S=1/20）

#### (10) 近畿地方出土埴輪における盾表現

また、櫻井久之氏は鍵手文のある革盾を模倣してつくられた盾形埴輪があることを指摘している（櫻井 2006）。

#### 革 盾

##### ① 実物の革盾に関する研究（第4図）

革盾は、古墳時代中期に盛んに副葬された（青木 2003）。

小林行雄氏は、1935年大阪府狐塚古墳、1950年三重県石山古墳の発掘調査で出土した盾をもとに革盾の形態を考察した（小林 1962a）。氏は、輪郭および内側に4本横渡しに木を組んだ枠に革を張り、糸で文様を刺繍し、漆を塗布したものが革盾であると推定している。

田中秀和氏は、革盾の法量・文様について検討し、当時の男性の身長と革盾の高さがほぼ同じであること、大阪府御獅子塚古墳の盾に把手がついていたこと、さらには盾持人埴輪の存在から、古墳時代の革盾は持ち盾であり、革盾は実戦用ではなく、儀礼用の盾である可能性を指摘する（田中 1994）。

橋本達也氏は、木材を組み合わせた木枠に革を張り、革に刺し縫いで文様を表現し、漆塗りした盾と規定したうえで以下のように分類した（橋本 1999）。

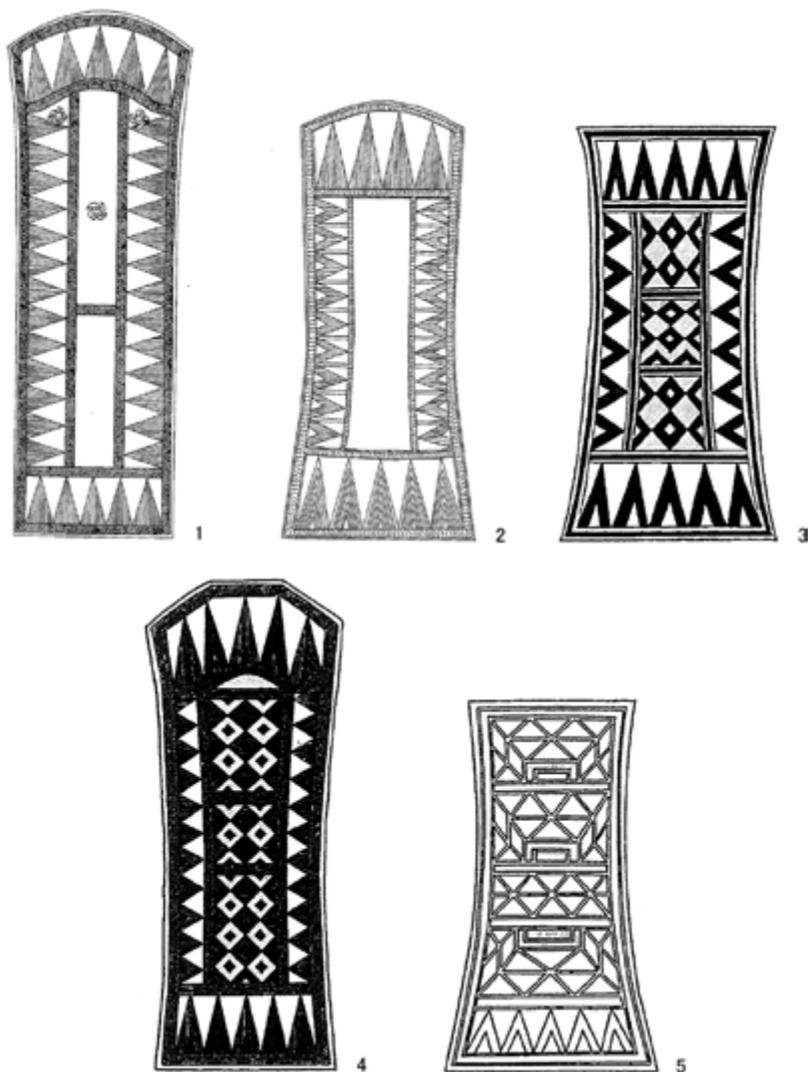
1式) 盾面周辺（外区）文様が鋸歯文（内区は菱形文・鋸歯文・無文の3種類）

2式) 盾面周辺に鋸歯文がなく、主文様は凹凸形の対称文

また、5世紀末の盾中央鉄板の出土や1式革盾の存在から中央（内区）こそが盾面のメインだと指摘する。

青木あかね氏は、革盾の構造と諸属性間関係を検討し、糸の刺繍による文様を重要属性として挙げる（青木 2003）。また、内区を構成する菱形文をa型とb型に分類し、後者が出現する5世紀第2四半期を画期として設定した。これ以前（1期）では外区の鋸歯文の充填方法が多様、以降（2期）ではプロポーションや施文が定型化すると分析し、2期の革盾製作には甲冑製作工人が関与していたことも示唆している。

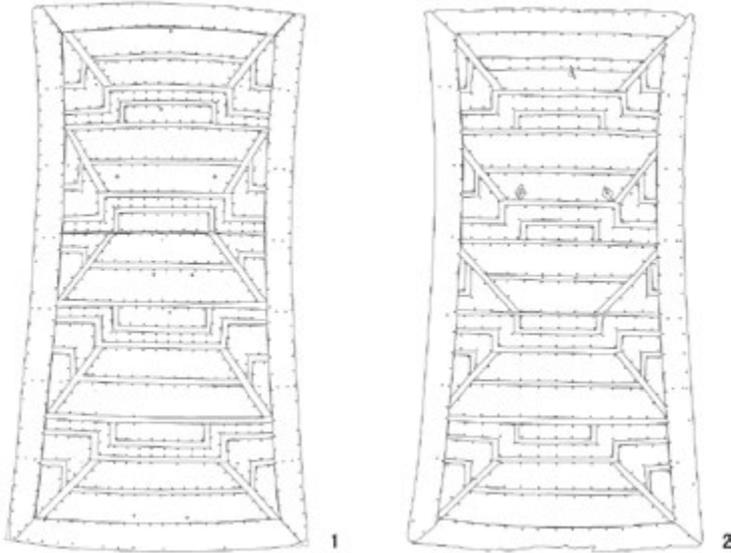
仁木聡氏は、革盾の付属具である盾中央鉄板に着目し、革盾意匠には本来的に2種類のイメージが存在していた可能性を指摘する（仁木 2008）。盾中央鉄板は、長方形のⅠ類と上辺が弧を描くⅡ類に分けられるとし、同時期に出現した可能性を述べる。また、盾と盾形埴輪の平面形態・内区が相似関係にあること、木盾や革盾を模倣した盾形埴輪は、Ⅰ類かⅡ類のどちらかに大別できることも述べる。



第4図 革製盾の出土例 (S=1/25)

- 1：大阪府和泉黄金塚古墳（黄金塚2号墳発掘調査団編1997）
- 2：大阪府盾塚古墳（黄金塚2号墳発掘調査団編1997）
- 3：大阪府岡本山A3号墳（仁木2008より一部改変）
- 4・5：大阪府狐塚古墳（仁木2008より一部改変）

(12) 近畿地方出土埴輪における盾表現



第5図 鉄製盾の出土例

1・2：奈良県石上神宮（櫻井 2006 より一部改変、S=1/20）

② 革盾模倣埴輪に関する研究

高橋克壽氏は、(1類に対し) 盾面がⅡ字形の区画によって分割されているものを2類とし、これを革盾を模倣して製作したものとした（高橋1988）。

田中秀和氏は、畿内の革盾模倣盾形埴輪の外形・断面形・基部上部形態・文様を分類し、その編年は大きく「丁寧なつくり」から「粗雑」に変化するとした（田中1994）。

東方仁史氏は、盾面の分類によって革製盾をモデルとして製作した盾形埴輪をC類とし、その特徴としてⅡ字状盾面分割のほか、鋸歯文による外区施文や綾杉文による分割などを挙げる（東方2003）<sup>(6)</sup>。

櫻井久之氏は、鍵手文のある革盾を模倣してつくられた盾形埴輪があることを指摘する（櫻井2006）。

鉄 盾

① 実物の鉄盾に関する研究（第5図）

日本で知られる鉄盾の例は、奈良県石上神宮に伝わる2枚の鉄盾である。

製作時期は5世紀後半とされている（石上神宮編 2007）。この盾について、小林行雄氏は製作年代・製作地論争に、製作技法の観点から一石を投じた（小林 1962b）。大阪府狐塚古墳から出土した革製盾の文様が、鉄盾の文様と関連すると述べた自身の先行研究を再検討し、あらためて鉄盾の文様が狐塚古墳の革盾文様と関連することを主張した。また、鉄盾特有の構造を以下のとおり挙げている。

- 1) 長方形・梯形・鋸形など複雑な形の鉄板を使用
- 2) 鉄板を上下に重ねる
- 3) 特殊な文様部分は細い一定の間隔を以て上面の鉄板の間からのぞかせる下面によって占められる

このことから、鉄盾の文様は一定間隔で並行する二線によって形成される平面的なものとしている。

櫻井久之氏は、青木氏の論考（青木 2003）を引用し、鉄盾の形態決定にあたって同時期の革盾の影響が少なからずあった可能性を支持した（櫻井 2006）。そのうえで、鉄盾文様の最大の特徴は、5段に区切られた盾面内に鍵手文を配置することであるとし、この構成上の特徴が、革盾の一群から派生した可能性を論じている。

## ② 鉄盾模倣埴輪に関する研究

鉄盾模倣の盾形埴輪に関する論考は、木製・革製に比べると少ない。

奈良県不退寺裏山古墳の出土盾を報告した伊達宗泰氏は、矩形継ぎにした長方形の胴張りの盾形埴輪を鉄盾模倣と考察している（伊達 1958、伊達 1997）。楠元哲夫氏は、この伊達氏の見解に対して「石上神宮盾とはやや趣を異にする」としながらも、鉄盾模倣であることには異論を唱えていない（楠元 1985）。

### そのほかの盾

革盾の詳細な検討をおこなった青木あかね氏は、巴形銅器があるにも関わらず盾そのものや漆皮膜がみつからない例について、漆を厚く塗布しないまたはまったく塗布しない盾の存在を推定している（青木 2003）。

## （2）埴輪における盾表現の写実度認定の尺度（第1表）

ここまで概観した先学の成果と、筆者が確認した対象地域における実物の出土例をふまえ<sup>(6)</sup>、各素材盾の基本的構造を整理する。次に、埴輪として

#### (14) 近畿地方出土埴輪における盾表現

表現されたときに各素材の盾におけるどの要素をふまえていれば「写実度が高い」といえるのか、尺度を設定したい。

「項目」は、その素材の盾として最低限の要素を指す。各項目のなかで写実度のランク付けを高い順から「A」「B」「C」とする。

##### 木 盾

###### 基本的構造

- ・一枚板をそのまま使用するタイプがある
- ・横（水平）方向に多孔列があるタイプがある
- ・鍵手文のあるタイプがある

以上のことから、木盾にはいくつかの種類があることがわかる。ただし、革盾のような鋸歯文や綾杉文などの複雑な文様はないということが最大公約数としていえる。さらに、木という素材の特性上、木目に沿って（縦方向に）割れないように、直交させて紐をとおすことも大きな特徴である。このことから、高橋氏が分類したように、盾形埴輪では区画が漢字の「目」ないし「日」字状になることが確認できる。また、保津・宮古遺跡の例からわかるように、鍵手文があることも木盾のひとつの特徴として押さえておく。

###### 写実度認定の尺度

項目 1：横方向を基本とした盾面の区画

ランク A 目・日字状に区画

ランク B 横方向を基本に区画

項目 2：文様

ランク A 平行線文と穿孔列を示す「回」字文がセットになっている、ないし鍵手文を施す

ランク B 平行線文と回字文があるものの、周縁（四方または一部）に鋸歯文がある

ランク C 平行線文がある

##### 革 盾（革製漆塗置盾）

###### 基本的構造

- ・割り付け線に沿って穿孔し、刺し縫い手法で文様を施し、表裏に漆を塗る
- ・上辺が弧状のものと、平坦なものがある
- ・盾の裏面には棧と把手がつく

- ・付属具がつく（巴形銅器、月日貝、盾隅金具、盾中央鉄板）

以上のことから、革盾は文様があることが必須の要素である。また、対象地域から出土している革盾実物をみると、ローマ数字の「II」の形に区画していることが認められる。これは、高橋克壽氏の分類（高橋 1988）を追認する形となる。また、共通して下段部に鋸歯文が施されていることも確認できた。

#### 写実度認定の尺度

項目 1：II 字形に盾面内部を区画する

ランク A 横線が縦線を明確に切る

ランク B 横線と縦線の境が不明瞭または正確な II 字形ではない

項目 2：下段の鋸歯文

ランク A II 字の下段に鋸歯文がある

ランク B II 字の下段に鋸歯文がない

### 鉄 盾

#### 基本的構造

- ・外縁は 4 枚の細い台形板を矧ぎ合わせる
- ・内区は、大きさや形が多様な鉄の板を鋳留めする
- ・横方向に 5 つに区切り、中央区以外には鍵手文を施す

以上のことから、鉄盾は複雑にかつ対称形に鉄板のパーツを矧ぎ合わせることが特徴といえ、これらパーツの形は長方形・台形・三角形や鍵手文状、曲線状のパーツや文様はない。よって、写実度認定の項目およびランクは、以下のとおり簡潔なものになると考える。

#### 写実度認定の尺度

項目 1：盾面の区画と文様

ランク A 5 段に区画し、直線状の文様のみで構成

### (3) 対象資料の写実度認定（第 2 表、第 6 図～第 10 図）

計 38 点、4 世紀中頃～6 世紀前半の資料<sup>(7)</sup>を分析した結果、以下 6 点を挙げる（以下、〈 〉内の数字は第 2 表の No. と対応）。

#### 模倣した盾の素材の割合

38 点中、10 点が木盾模倣、23 点が革盾模倣、5 点が無文となった。

無文については、実物の無文盾を模倣して（あえて）無文なのかは判断で

## (16) 近畿地方出土埴輪における盾表現

第1表 写実度認定の尺度

	項目	写実度のランク		
		A	B	C
木製盾模倣	1.横方向を基本とした直面の区画	目・日字状に区画	横方向を基本に区画	—
	2.文様	平行線文と回字文のセット ないし幾手文	ランクAの文様に加えて縦曲文	平行線文
革製盾模倣	1.Ⅱ字形に盾面内部を区画	横線が縦線を明確に切る	横線と縦線の境が不明瞭 (正確なⅡ字形でない)	—
	2.下段の留曲文	Ⅱ字の下段部に留曲文あり	Ⅱ字の下段部に留曲文なし	—
鉄製盾模倣	1.盾面の区画と文様	5段区画、雲梯状の文様のみ	—	—

第2表 対象資料と分析結果

No.	時期	資料	遺跡名	所在地	遺跡形態	模倣盾の 素材	写実度ランク 項目1	項目2	その他
1	4世紀中頃	盾形	佐紀塚山古墳	奈良県奈良市	前方後円	木	A	C	
2	前期末～中期初	盾形(帽)	乾埴内遺跡	京都府向日市	志埴	木	A	B	
3	4世紀後半	盾形①	高麗1号墳	大阪府大阪市	円	革	(A)	A	
4	4世紀後半	盾形②	高麗2号墳	大阪府大阪市	円	革	—	A	
5	4世紀後半	冑付盾形	高麗2号墳	大阪府大阪市	円	革	—	A	
6	4世紀後半	盾形(帽か)	長原40号墳	大阪府大阪市	方?	革	B	A	内区に横線筋
7	4世紀後半	盾形(帽)	鴨子浜遺跡	兵庫県神戸市	砂浜遺跡	木	B	A	
8	4世紀後半	盾形(帽)	不逞寺塚山古墳	奈良県奈良市	前方後円	木	A	B	
9	4世紀後半	盾形	山崎町遺跡	奈良県奈良市	溝	木	B	B	
10	4世紀後半	盾形	粟山古墳	奈良県北葛城郡	前方後円	木	A	C	
11	4世紀後半	冑持人	茅原大墓古墳	奈良県桜井市	前方後円	革	A	A	
12	4世紀後半	冑形(盾面模倣)	奥宮古墳	大阪府八尾市	方?	革	B	A	内区に横線筋
13	4世紀末	盾形	費金塚2号墳	京都府京都市	前方後円	木	A	B	
14	4世紀末～5世紀初	盾形	高麗1号墳	大阪府大阪市	方	革	B	A	
15	4世紀末～5世紀前半	盾形(帽)	南原家3号墳	京都府長岡京市	不明	木	A	A	
16	5世紀前半	盾形(冑付?)	今里塚古墳	京都府長岡京市	埴谷貝	木	B	B	
17	5世紀前半	盾形	行者塚古墳	兵庫県加古川市	前方後円	革	A	A	
18	5世紀前半	盾形(M号)	室宮山古墳	奈良県御所市	前方後円	革	A	A	
19	5世紀前半	冑付盾形(T号)	室宮山古墳	奈良県御所市	前方後円	革	A	A	
20	5世紀中頃	盾形(帽)墓27	土師の墓遺跡	大阪府藤井寺市	—	革	A	A	
21	5世紀中頃	盾形(帽)墓28	土師の墓遺跡	大阪府藤井寺市	—	革	B	A	
22	5世紀中頃	盾形(帽)墓28	土師の墓遺跡	大阪府藤井寺市	—	革	B	A	
23	5世紀中頃	冑持人	池田4号墳	奈良県大和高田市	前方後円	革	B	A	
24	5世紀中頃	盾形①	四条7号墳	奈良県橿原市	前方後円or円	革	A	A	
25	5世紀中頃	盾形②	四条7号墳	奈良県橿原市	前方後円or円	革	A	A	
26	5世紀後半	冑持人	折志塚古墳	京都府亀岡市	方	革?	—	—	
27	5世紀後半	冑持人	持塚1号墳	京都府亀岡市	方	革?	B	A	区画は木質流
28	5世紀後半	盾形	栢古古墳	京都府京都市	前方後円	革	—	—	
29	5世紀後半	冑持人	寺戸島塚遺跡	奈良県北葛城郡	方?	無文	—	—	右手
30	5世紀後半	盾形	川合大塚山古墳	奈良県北葛城郡	前方後円	革	A	A	
31	5世紀	盾形(帽)	南原家2号墳	京都府長岡京市	不明	木	A	A	
32	6世紀前半	冑持人	神並・西ノ辻遺跡	大阪府東大阪市	集落付近谷形	無文	—	—	透孔
33	6世紀前半	盾形(帽)	土師の墓3号墳	大阪府大阪市	志埴	無文	—	—	
34	6世紀前半	冑持人	三味山2号墳	兵庫県たつの市	円	無文	—	—	
35	6世紀前半	冑持人	羽子田1号墳	奈良県磯城郡	前方後円?	革	B	—	透孔
36	6世紀前半	冑持人	小基古墳	奈良県天理市	前方後円	無文	—	—	
37	古墳時代	盾形	平城宮朝聖殿	奈良県奈良市	下層遺構	革	A	A	
38	古墳時代	盾形	柳本飛行場跡	奈良県天理市	不明	革	A	A	

注1) —は写実度認定するに足る残存状況でないことを指す

注2) No.3の項目1の写実度は可能性としては高いが現存状況により確実とはいえないことを指す

きない。木盾および革盾の模倣が多いことは先学の成果とも一致する。鉄盾模倣と判断できる資料はなかった。

### 模倣盾素材ごとの傾向

木盾模倣

- ・ 4 世紀中頃～ 5 世紀前半、京都府・兵庫県・奈良県に分布
- ・ 盾形埴輪にみられ、そのなかで埴輪棺が 5 例

革盾模倣

- ・ 4 世紀後半～ 6 世紀前半、京都府・大阪府・兵庫県・奈良県すべてに分布
- ・ 器種の偏りはみられず、盾持人埴輪が 5 例

無文

- ・ 5 世紀後半～ 6 世紀前半、大阪府・兵庫県・奈良県に分布
- ・ 5 例中、4 例が盾持人埴輪、1 例は盾形埴輪（棺）

### 写実度

木盾模倣と革盾模倣は、全体的に写実度が高い傾向がみられた。

木盾模倣では、(項目 1・2 の順でランクを表記すると) A・A と A・B が全体の半数を占めた。項目 1 の写実度の高さから、横方向の孔列を意識して目字状ないし日字状に区画していたことがうかがえる。また、項目 1 のランク B とした例のなかで、山陵町遺跡出土例〈9〉と今里車塚古墳出土例〈16〉がきわめて近似している。この 2 例はともに B・B とした資料である。その施文は、盾面全体に回字状の線刻をしたうえから盾面中央に横位線を刻むものである。この回字状の施文は木盾の穿孔列を模倣したものと考える。しかし、この 2 例は木盾にはないはずの鋸歯文が施されていることからランク B とした。

革盾模倣は、A・A が半数を占めた。特に項目 2（下段の鋸歯文の有無）に写実度の高い傾向がみられる。また、項目 1（Ⅱ字形の盾面内部区画）については、B のものが 8 点ある。Ⅱ字形の横線と縦線の切り合い方が不明瞭で、鋸歯文や斜めに走る線によって区画する。この場合、4 つの細長台形を外枠とする鉄盾を模倣したともみえる。しかし、これらの多くが鉄盾の製作想定時期（5 世紀後半）以前か同時期に製作された埴輪であることから、鉄盾模倣である可能性は低く、革盾模倣と考えるのが妥当であろう。

(18) 近畿地方出土埴輪における盾表現

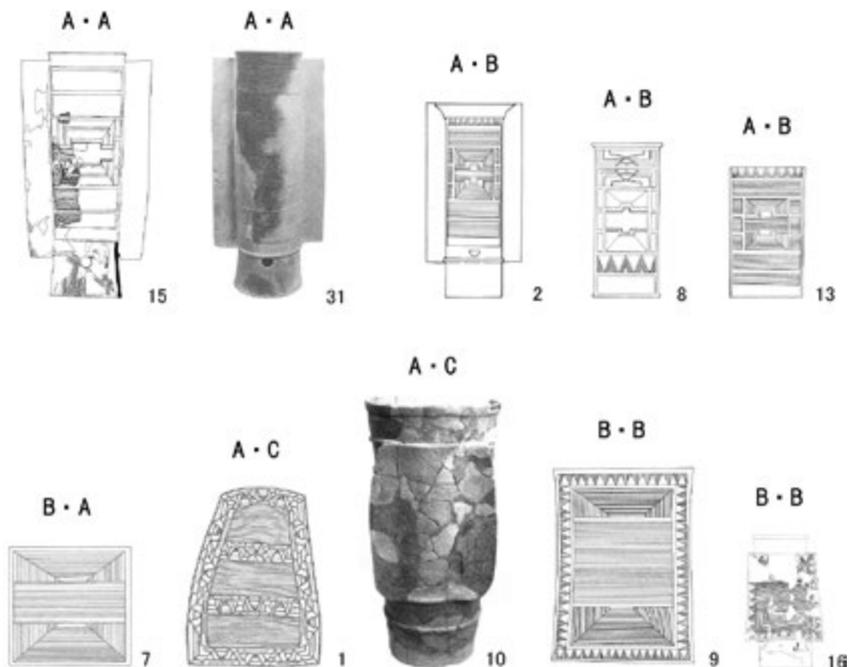
時期による傾向

4世紀代は15点中、木盾模倣8点、革盾模倣7点という結果になった。写実度はまちまちである。

5世紀代は該当資料16点のうち、2点が木盾模倣、13点が革盾（可能性も含む）模倣、無文が1点であった。当時期の革盾模倣の資料は、項目2はすべてランクAとなった。無文盾を持つのは寺戸鳥掛遺跡から出土した盾持人埴輪で、右手で盾の側縁を持つ表現がされている珍しい例である。

6世紀代は該当分析資料5点中、4点を盾持人埴輪の盾が占める。そのうち3点は無文である。

また、年代不明の2点はいずれも革盾模倣であり、写実度はA・Aと判断した。



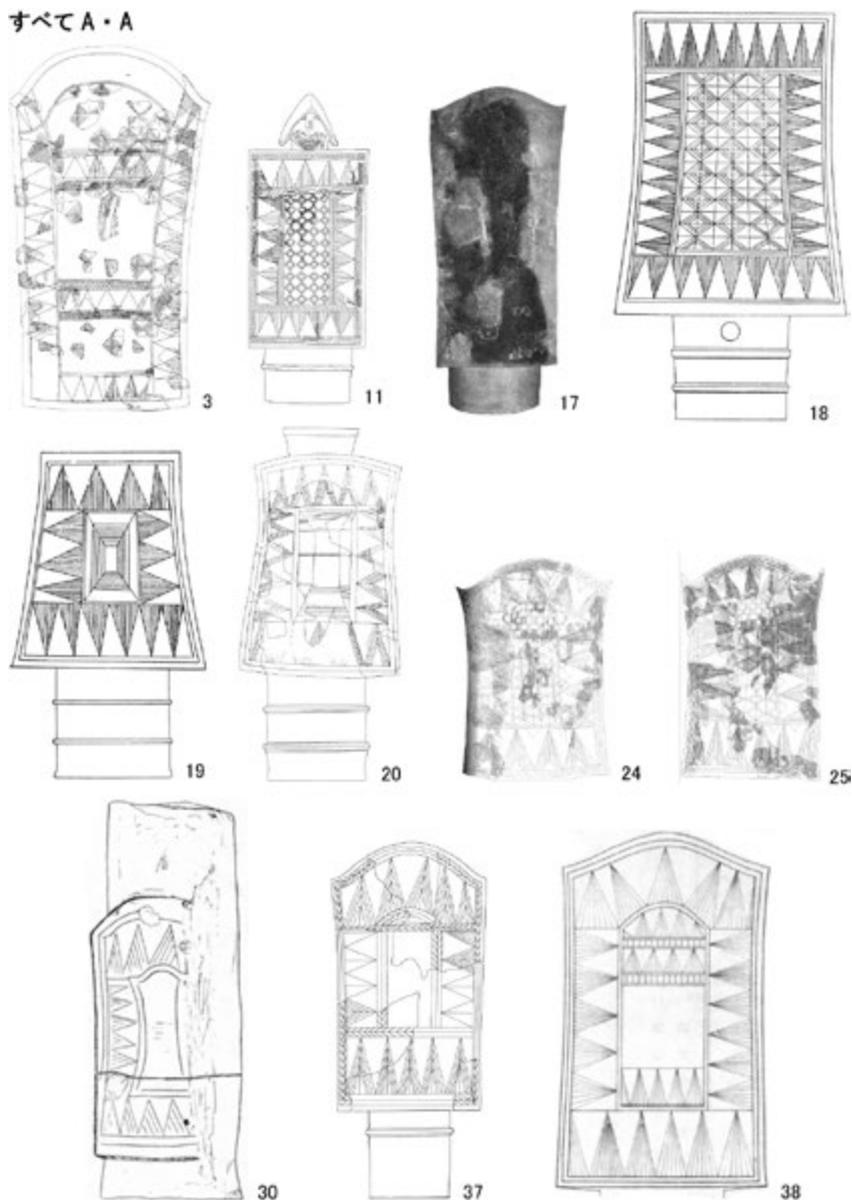
第6図 木製盾模倣埴輪

註1) 資料上の英文字は写実度ランクを示す(項目1・2の順、以下同)

註2) 資料右下の番号は第2表のNo.と対応(以下同)

註3) 10・31は縮尺任意、そのほかS=1/50

すべてA・A



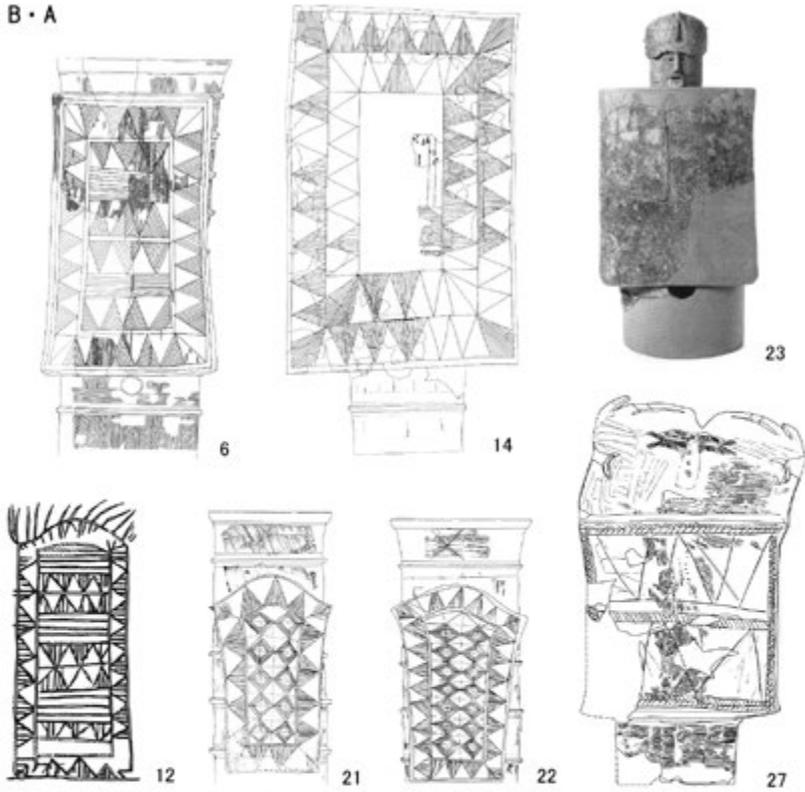
第7図 革製盾模倣埴輪 (1)

註1) 17は縮尺任意、11は $S=1/30$ 、30は $S=1/2$ 、そのほか $S=1/25$

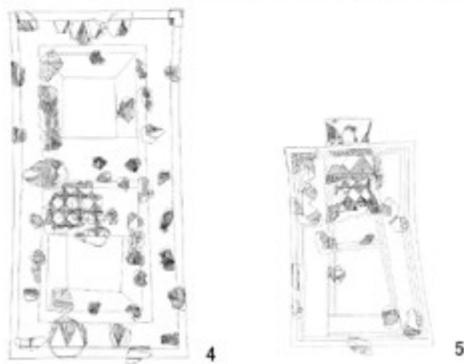
註2) 19は盾部のみ掲載

(20) 近畿地方出土埴輪における盾表現

B・A



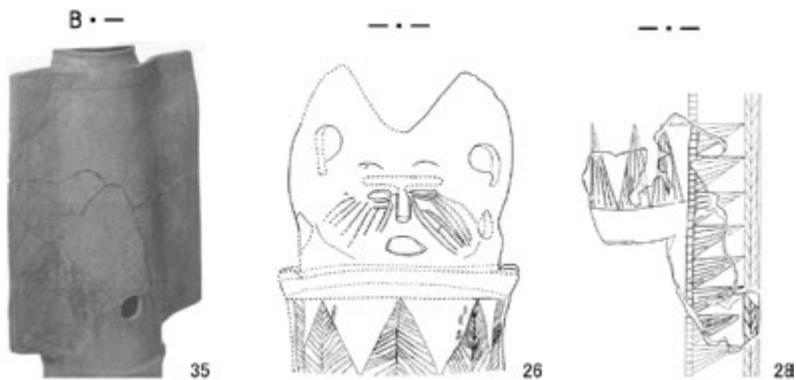
一・A



第8図 革製盾模倣埴輪 (2)

註1) 23は縮尺任意、12はS=1/4、27はS=1/12、そのほかS=1/25

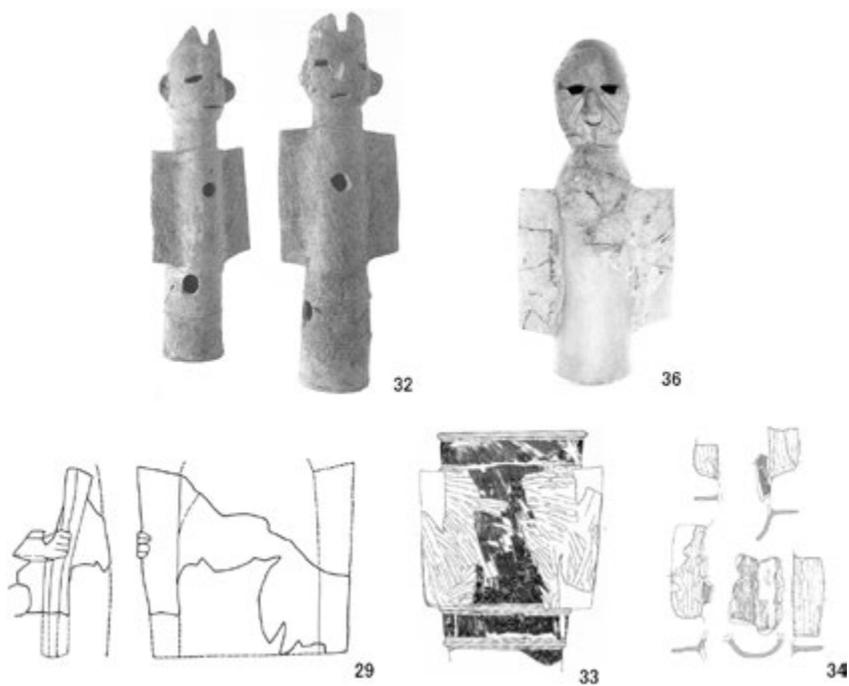
註2) 5は盾部のみ掲載



第9図 革製盾模倣埴輪(3)

註1) 28はS=1/10、26・35は縮尺任意

註2) 35は盾部のみ掲載



第10図 無文盾埴輪

註) 29はS=1/10、33・34はS=1/25、32・36は縮尺任意

## (22) 近畿地方出土埴輪における盾表現

以上のことから、時期が下るにつれて木盾模倣から革盾模倣へとシフトしていった傾向が読み取れる。ただし、6世紀代については今後、盾形埴輪の資料数を増やして傾向を把握する必要がある。

### 地域による傾向

府県によって対象資料数が異なるため、この結果をその地域の傾向として安易に結論付けることはできないが、以下で現状で指摘できる点をまとめる。

京都府は、4世紀末～5世紀前半にかけて木盾模倣がみられる。盾持人埴輪が2例あるが、いずれも残存状況に制限され、正確な模倣盾の判断や写実度認定は困難であった。

大阪府の特徴は、木盾模倣がみられないことである。4世紀後半～5世紀中頃にかけて革盾模倣のみとなっており、6世紀になると盾形埴輪（棺）と盾持人埴輪の盾が無文となる。

兵庫県は今回3例のみの集成となってしまったため、傾向を把握することは難しいが、分析した3例については、木・革・無文が1例ずつという構成になった。

奈良県は、茅原大墓古墳の例を初現に4世紀代から革盾模倣がみられ、6世紀にかけて革盾模倣が中心となる。また、盾持人埴輪の盾において無文が2例ある。

### 器種による傾向

盾形埴輪は、15点中4点が木盾模倣、11点が革盾模倣という結果となった。革盾模倣の資料は写実度が高い。

盾形埴輪のなかでも棺として利用された資料を普通の盾形埴輪と分けて考えると、10点中、木盾模倣5点、革盾模倣4点、無文1点という内訳であった。

次に、これまで器財か人物かをめぐって論じられてきた冑付盾形埴輪と盾持人埴輪の盾をみると、木盾は1点にとどまり、革盾が7点、無文が4点という結果になった。また、盾持人埴輪については、盾面に透孔がある例が2点確認できた。

最後に、美園古墳から出土した家形埴輪に線刻された盾であるが、これは革盾模倣と判断した。ただし、内区に横位線があることから、木盾の要素が反映されている可能性も完全には否定できない。

#### 4. 考察

分析結果をふまえ、近畿地方の古墳時代における盾表現の特徴を検討する。はじめに時期と写実度の関係を回顧し、そこから読み取れることをまとめる。

文様と素材の対応関係は、おおむね高橋克壽氏の分類（高橋 1988）を追認する形となった。しかし、高橋氏が提示した編年観、1類（木盾模倣）が4世紀後半～末、2類（革盾模倣）が5世紀前半～6世紀前半に存在し、両者は急速に取って代わったという結論とは異なる結果となった。かつて高橋工氏が、西日本の前・中期古墳出土の盾形埴輪を型式分類した結果、高橋克壽氏の示した1類と2類は「截然とは先後関係に分れないように思われる」（高橋 1991、p. 188）と結論付けており、本論での分析結果もこれを追認する結果となった。また、4・5世紀において、木盾模倣・革盾模倣ともに写実度の高い傾向が認められたことは、盾そのものに近い距離で埴輪を製作した工人が多かったこと、そして盾を写實的に表現することが重視されていたことを反映しているのではないだろうか。鋸歯文については、木盾模倣のなかにもみられる例があること、革盾模倣の資料では革盾実物のルールである下段部の鋸歯文を欠いたものがなかったことから、盾面表現において当時の人々が意識して施していた文様として評価できる。6世紀については、盾持人埴輪の盾を主として考えざるをえなかったが、本論の視点からみれば無文化という現象がすなわち写実度の低下を示している。しかし、このことを単なる形骸化として片づけてしまうのではなく、視点を転じれば盾というものを埴輪にすること自体は、この時期まで重視されていたともいえる。

以上のことをふまえ、詳細な検討を加えることとする。

##### （1）木盾模倣の特色－鋸歯文の解釈－

木盾模倣は、4世紀中頃の佐紀陵山古墳の盾形埴輪〈1〉を端緒に4世紀代後半にかけて製作され、今里車塚古墳例〈16〉や南原東2号墳例〈31〉をふまえると5世紀代まで存在する。

ところで、木盾模倣盾の盾面は革盾模倣盾に比べ写実度認定が難しい。その理由として、施文の基本は横方向であることから木盾模倣と認定したもの

#### (24) 近畿地方出土埴輪における盾表現

の、木盾そのものにはみられない鋸歯文がともなう例〈2・8・9・13・16〉があったことが挙げられる<sup>(8)</sup>。鋸歯文があることから革盾模倣とも解釈できるのだが、「工人がモデルを模倣する」という埴輪製作の工程上、まずは素材に規定される構造が優先される属性だと考える。よって、横方向を意識した区画という点と穿孔列を示す回字文が表現されている点から、先の諸例は木盾模倣盾と認めた。伊達宗泰氏は、黄金塚2号墳の例に代表されるこの類の盾面は4世紀後半～5世紀前半も木盾を仮器化したものと解釈している(伊達1997)。また、先述したように岡山県金蔵山古墳の盾形埴輪を分析した高橋克壽氏は、木盾模倣(1類)と革盾模倣(2類)との間に両類に特徴を備えた資料があることを指摘している(高橋1988)。氏によると1類と2類が入れ替わるのが西暦400年頃であるから、このような資料がみられる時期も同時期だといえる。筆者が木盾模倣ながら鋸歯文があると指摘した例の時期は、4世紀後半～5世紀前半に比定できる。よって、高橋氏の指摘する木盾・革盾両方の特徴を持つ盾表現は、近畿地方でも西暦400年前後に認められる可能性が確認できた。筆者は、この当時すでに革盾が実在したことと関連し、これらの資料は木盾模倣を主としつつ、革盾から鋸歯文というモチーフのみ採用して表現された盾面と解釈する。

#### (2) 革盾模倣の特色－4世紀段階から出現することの解釈－

4世紀後半にも革盾模倣と判断できる盾表現がみられたことは、木盾模倣と革盾模倣が共存していた時期があること、そして革盾そのものが製作されるようになって間もなく埴輪として表現されたことを指す。4世紀後半の例として、大阪府高廻り2号墳出土資料〈3・4・5〉は、完形ではないために復元に拠るものの、出土した破片にみえる区画方法や鋸歯文が革盾を模倣していることをうかがわせる。また、奈良県茅原大墓古墳の盾持人埴輪〈11〉も4世紀後半に革盾をモデルとして表現された例である。こちらも破片が中心だが、II字形に区画していること、および下部に鋸歯文があることは確認できる。革盾模倣盾はその出現時期が早いだけではなく、出現当初から高い写実性を持っていたといえる。

(1)(2)をまとめると、鋸歯文が重視されていた可能性、そして革盾模倣が早い段階ではじまったことがうかがえる。ここで橋本達也氏の論考を挙げる(橋本1999)。氏は、革盾の生産・配布が古市・百舌鳥古墳群の造営者集

団を中心とする政権によるもので、盾形埴輪が革盾模倣（橋本氏の革盾1式）に変化することとの関連を指摘している<sup>(9)</sup>。さらに、鋸歯文と甲冑にみられる三角形地板との関連をみだし、辟邪思想に由来した鋸歯文を持つ革盾と甲冑の生産に、先に述べた政治集団の存在を結び付けている。以上の橋本氏の論考を、筆者の考察と噛み合わせると、木盾模倣の埴輪に鋸歯文のある例がみられること、加えて革盾模倣盾において鋸歯文のルールが守られていたことは、当時の人々に盾と鋸歯文の組み合わせが重視されていたことの表れではなかろうか。また、革盾の出現から間もなく革盾模倣の盾形埴輪を製作したのは、そこに（革盾模倣埴輪樹立古墳の被葬者ないし製作工人が）「(当時において)新しいもの=革盾」に近い距離にあることを表示したかったからと解釈できる。まだ推論の域を出ないが、古市・百舌鳥古墳群とつながるとすれば、大阪府の盾表現には木盾模倣がみられず、革盾模倣が大半を占める点が示唆的である。このような当地域の盾表現の傾向および革盾自体の出土量の多さが、古市・百舌鳥古墳群造営者集団が先導した革盾の導入と連関する可能性を指摘したい。

### (3) 盾持人埴輪の盾の位置付け

盾持人埴輪の初現とされる茅原大墓古墳例<11>は、革盾模倣A・Aとなった。先述のとおり、革盾模倣盾の出現が4世紀に遡る可能性があり、そのなかの一例として茅原大墓古墳の例が挙げられる。外区の鋸歯文と内区に細かく刻まれた菱形文は革盾実物にみられる特徴であり、木盾模倣とは考えにくい。茅原大墓古墳の盾持人埴輪を盾の表現という観点から評価すると、同じ4世紀代の奈良地域の盾表現はすべて木盾模倣とみられることから、茅原大墓古墳出土盾持人埴輪の盾のみに革盾表現がみられることになる。木盾模倣も選択できる時期に盾持人埴輪の初現に革盾が採用されたことは特筆すべきことである。もし、盾形埴輪が盾持人埴輪に発展したという説をとるなら、盾というものを造形するという点ではつながっているが、モデルには盾形埴輪と盾持人埴輪の盾にはつながりがみいだせないことになる。しかし、4世紀後半という時期に着目すれば、近畿地方でほかにも革盾模倣の例はある。つまり、茅原大墓古墳の盾持人埴輪の盾は、盾表現全体のなかで過大に評価することはできない。

茅原大墓古墳や池田4号墳<23>の盾持人埴輪の盾面の写実度の高さをふ

(26) 近畿地方出土埴輪における盾表現

まえると、4世紀後半～5世紀中頃の盾持人埴輪には「盾を写實的に表現する」ことへの意識が反映されていると考えられる。小栗明彦氏は、青木氏の論考（青木 2003）を引用しつつ、4世紀後半の革盾と茅原大墓古墳出土の盾持人埴輪とを比較し、内区の菱形文の縦列数に相違があることから茅原大墓古墳の盾持人埴輪の盾が実物盾ではなく、すでに存在していた盾の埴輪を参考につくられたと主張する（小栗 2017）。しかし、同時期の和泉黄金塚古墳から出土した革盾は、内区に菱形文は充填されておらず、巴形銅器が付いていた（橋本 1999、青木 2003）。よって、菱形文の縦列数で実物盾と乖離があるとは断定できないのではないだろうか。

一方、5世紀後半～6世紀の盾持人埴輪にみられる右手表現・穿孔は、盾形埴輪にはみられない特徴である。また、無文の盾がこの時期の盾持人埴輪に多いことも特徴として挙げられる。盾持人埴輪の研究においては、これまでも時期が下るにつれて盾造形が形骸化していくことが指摘されてきた。無文盾については、青木氏によるその存在の想定や、無文の木盾の例はある。しかし、青木氏の想定もまだ確証が得られていないことと、盾持人埴輪における無文の盾は6世紀を中心にみられることから、この時点で木盾の模倣を続けていたとは考えにくい。6世紀前半の土師の里3号墳から出土した盾形埴輪（棺）〈33〉も無文であることから、盾持人埴輪の盾面のみに特別な意識が働いて無文になったとはいえないが、この無文化という現象が「埴輪をみて埴輪をつくった」ことによると仮定すると、盾面を写實的に表現することよりも、「盾」とみえるもの、その形を埴輪として表現することに重要性がみいだされていったといえないだろうか。また、人物埴輪が盛行していく6世紀において、人物の顔面を持つ盾持人埴輪にわざわざ盾を残したことに注目すると、それは「盾を持つ人物」を古墳に樹立することが重視されていたからではないか。

以上のことから、革盾模倣に始まる盾持人埴輪の盾面表現と、6世紀代における写実度の低い盾面表現は、盾持人埴輪の盾に共通する特徴といえる。しかしまたこの変遷は、盾形埴輪と大きく変わらないことも今回の分析によって判明したことである。つまり、盾形埴輪の盾と盾持人埴輪の盾を完全につくり分けしていたとは考えにくい。このことは、写実度の高さから4世紀後半～5世紀中頃の例で特にいえることである。そして、6世紀の盾持人埴輪にみられる無文化は、現段階では「盾形状のものをつくること」に製作意

識がシフトしていったことを示すと解釈する。このことをさらに補強するには、6世紀代の盾形埴輪の検討資料数を増やすことが必要である。

## 5. 結論—成果と課題—

本論では、近畿地方（京都・大阪・兵庫・奈良）の埴輪における盾表現を対象に、実物の盾のなかでどの素材の盾をどれくらいの写実度で模倣しているのかを検討した。近畿地方のうち4府県に限られてしまったこと、対象地域の盾形埴輪を悉皆的に集成できなかったことは反省点である。

一方、分析結果のひとつとして、木盾模倣盾と革盾模倣盾の変化とりわけ両者が共存していた時期があることを提示した。革盾模倣が主である大阪府の盾表現や先学の革盾に関する論考をもとに、革盾という4世紀中頃からつくられた新しい盾を4世紀後半に埴輪として表現しはじめたことへの解釈を示した。また、京都府の例を中心に、木盾模倣のなかにも鋸歯文を施したものが多くを確認し、これらには木盾と革盾双方の要素が反映されている可能性を示した。

次に、盾持人埴輪の盾には、革盾模倣と無文盾の2種があることを明らかにした。しかし、盾形埴輪の盾表現がたどる変化と大きな差異があるわけではないことから、現段階で両者の盾に当事者のつくり分けの意識を読み取ることができなかった。このような結果を得られたのは、写実度認定という方法を、これまで切り離されて検討される傾向にあった盾形埴輪と盾持人埴輪の盾を同じ基準で分析したことによる成果だと捉える。

また、これまで盾を表現した埴輪の属性としては、文様が分類指標とされる傾向にあったが、本論では分析のはじめに各素材盾の構造把握をおこなったことにより、文様だけではなく区画の仕方を重視して分析することができた。埴輪製作においてはデフォルメ・改変といった側面があることを考慮し、実物の器物をそのまま模倣しているとみることを危険視する意見もある（橋本2002）。また、小林行雄氏は直弧文を例に、埴輪製作に際しては施文の自由さや共通の性格を持つ一群の作品を製作する意識が働き、実物にはない文様をも施されたという見方を示している（小林1976）。埴輪が形象物でありながら、そこには「模倣」だけではなく「創意」も含意されていることも認識しておかなくてはならない。筆者は、本論執筆中に今回対象資料にもなっ

(28) 近畿地方出土埴輪における盾表現

ている奈良県室宮山古墳の盾形埴輪・冑付盾形埴輪を博物館展示にて実見した。その際、鋸歯文の数が両者で大きく異なっていることに気づいた。今回は検討できなかったが、鋸歯文の数によってさらに写実度を分けられる可能性があるかと推定している。

実物と埴輪との比較研究の重要性は大きいと考える。筒井崇史氏は、実用鞞と鞞形埴輪の比較を通じて鞞形埴輪の変遷を明らかにし、鞞形埴輪の多くが古墳時代前期の実用鞞をモデルとして製作したと結論付けた（筒井1996）。藤田和尊氏の検討した甲冑、河内氏の検討した鞞、そして盾、これらは実物資料の出土によって比較が実現している。すべての器財に同じレベルを求めることは厳しいかもしれない。また、分析結果と当時の人々の意識を安易に結び付けることはできない。しかし、今回の盾表現の検討を通じ、写実度認定によって研究者視点での細分に歯止めをかけ、埴輪製作のプロセスの一部分を明らかにするための議論が展開できる見通しを得た。

器財埴輪の研究において、時期が下るにつれて製作工程の効率化、表現の形骸化が進むことは指摘されてきた。しかし藤田氏は、時期が下るにつれて甲冑形埴輪の写実度が高くなることを明らかにし、これは実物が普及したことによる結果と解釈している。「形骸化」という言葉で括られる埴輪の変化に対して一石を投じる見解であろう。つまり、古墳時代における実物（モデル）の生産・普及に関する研究と、それを模倣した埴輪の研究は、いわば車の両輪の関係にあるといえる。たとえば埴輪が時期変化にともなって形骸化するならば、それが「工人とモデル（実物）との距離が離れたこと」に起因するのか、あるいは「すでに製作された埴輪をみて埴輪を製作したこと」によるのか、はたまた「実物や情報は広まったにも関わらずあえて簡素に製作したこと」に起因するのかを判別する必要がある。

最後に、生産の単位である埴輪窯のことも含めた検討や、盾実物および盾形埴輪・盾持人埴輪の盾部の大きさにかかる分析など、今回検討に至らなかった部分で重要な分析視点が残されている。今後、より一層先学の功績に学びつつ、古墳時代における埴輪製作の実体を考察できるよう研鑽を積んでいきたい。

謝辞 国史学会での報告および本論執筆の機会を与えてくださいました青木敬教授、講義等をおしてさまざまな考え方を授けてくださる諸先生方、日頃有意義な意見を

寄せてくださる研究室の方々に感謝いたします。

## 註

- (1) 「畿内」という行政区画は律令制度で定められたため、本論では「近畿地方」という用語を用いているが、先行研究において「畿内」が用いられている場合はそのまま引用する。
- (2) 盾持人埴輪のなかには、盾面に武器が表現された例があり、戟げきまたは句兵とされている（かみつけの里博物館 2019、p. 8）。太田博之氏によれば、戟とは戈・矛を組み合わせた形態の武器を指すという（太田 1995）。氏は、持ち盾の表面に装着されていることから、片手で盾を持ちながらもう片方の手で操作できる短柄の句兵を表現している可能性を指摘する。一方、塩谷氏は「刺」表現の存在を重視し、これを戟と判断している（塩谷 2001）。
- (3) 「宮山古墳」「室宮山古墳」「室大墓」という呼称がみられるが、複数の文献および博物館展示における資料の確認によって、これらは同一古墳を指していると判断した。筆者は、橿原考古学研究所附属博物館編 2015 ほかに倣い「室宮山古墳」を用いているが、高橋 1988 では「宮山古墳」を使用しているためそのまま第 1 図に記載した。
- (4) この視点は筆者も援用している。なお、杉山晋作氏は、「年代的に古いものがモデルに忠実であり、新しいものが簡略化されている」と言い難い。各々の時期にその二者が認められるとするのが無難である」としている（杉山 2002、p. 15）。
- (5) A 類は未知の革製盾を模倣したものとしている。
- (6) 基本的には報告書・論文における図版を参照。一部、博物館展示にて筆者が実見できたものはその際の記録も参考にしている。
- (7) 各資料の年代については、報告書に記載があるものについてはそれに準じた。また、岸本 2011、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編 2015、大阪府立近つ飛鳥博物館編 2019、兵庫県立考古博物館編 2019 も参考とした。なお、〈29〉の寺戸鳥掛遺跡については、広陵町教育委員会 1993 では 5 世紀後半とされていたのに対し、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編 2015 では西暦 430 年前後との年代が示されていた。本論では、当遺跡出土の円筒埴輪のなかにヨコハゲ調整の施された資料や底部調整がおこなわれた資料があること根拠に円筒埴輪川西編年 V 期最古段階と判断している報告書記載に準拠して、5 世紀後半とした。
- (8) 〈2〉の乾垣内遺跡の盾形埴輪（棺）については、西光 1997 の復元案を掲載した。

(30) 近畿地方出土埴輪における盾表現

(9) なお、橋本氏は木盾の流れを組む鍵手文を持つ盾も形象埴輪のなかに残り続けるとする。

## 引用・参考文献

<>内に各資料番号(第2表のNo.と対応)を記し、第6図～第10図における各資料の写真・実測図の出典を示した。

## 書籍・図録

石上神宮編 2007(初版1999)『石上神宮』石上神宮

大阪府立近つ飛鳥博物館編 2019『令和元年度夏季特別展 百舌鳥・古市古墳群と土師氏』大阪府立近つ飛鳥博物館

大阪歴史博物館編 2019『特別展はにわ大行進—長原古墳群と長原遺跡—』大阪歴史博物館

かみつけの里博物館編 2019『第27回特別展 太子塚古墳を考える』かみつけの里博物館

京都府立山城郷土資料館編 1991『京都府のはにわ』展示図録11、京都府立山城郷土資料館 <31>

国立歴史民俗博物館編 2003『はにわ—形と心—』朝日新聞社

小林行雄 1976『古墳文化論考』平凡社

塩谷 修 2014『前方後円墳の築造と儀礼』同成社

高橋克壽 1996『埴輪の世紀』歴史発掘9、講談社

高橋克壽 1999「家形埴輪と器財埴輪」『古墳時代 美術図鑑』別冊太陽 日本のこころ 246 pp.104-109、平凡社

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編 2015『平成27年度秋季特別展 人のかたちの埴輪はなぜ創られたのか』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別展図録84、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 <10><35><36>

奈良国立博物館編 2004『特別陳列 大和の神々と美術 七支刀と石上神宮の神宝』奈良国立博物館

奈良国立文化財研究所 1993『木器集成図録 近畿原始篇(解説)・(図版)』奈良国立文化財研究所史料36、奈良国立文化財研究所

発掘された明石の歴史展実行委員会編 2011『明石の古墳』発掘された明石の歴史展実行委員会

兵庫県立考古博物館編 2019『埴輪の世界—埴輪から古墳を読みとく—』兵庫県立考

古博物館特別展示図録 25、兵庫県立考古博物館

八尾市史編纂委員会・八尾市史編集委員会編 2017『新版 八尾市史 考古編 1－遺跡からみた八尾の歩み－』八尾市 <12>

## 論文

青木あかね 2003「古墳出土革盾の構造とその変遷」『古文化談叢』49、pp.53-75

石田大輔 2014「小墓古墳の検討」『杣之内古墳群の研究』pp.86-95、杣之内古墳群研究会

稲村 繁 1999「器財埴輪論」『博古研究』18、pp.1-33

芋本隆裕 1986「甲と楯」『弥生文化の研究 9 弥生人の世界』pp.98-103、雄山閣

太田博之 1995「句兵を表現する埴輪」『古代』100、pp.345-356

小栗明彦 2004「畿内の盾形埴輪文様分類試案」『堀田啓一先生古稀記念献呈論文集』pp.240-246、堀田啓一先生古稀記念献呈論文集作成委員会

小栗明彦 2017「人物埴輪出現論」『埴輪論叢』7、pp.79-90

勝部明生 1986「古代楯と宗教観」『日本考古学論集 3 呪法と祭祀・信仰』pp.112-141、吉川弘文館（初出 1958 年）

河内一浩 1997「楯に転用された盾形埴輪」『古文化論叢－伊達先生古稀記念論集－』pp.285-294、伊達先生古稀記念論集刊行会

岸本直文 2011「古墳の編年と時期区分」『古墳時代の考古学 1 古墳時代史の枠組み』pp.34-44、同成社

楠元哲夫 1985「大和における盾形埴輪の系譜」『岩室池古墳 平等坊・岩室遺跡』天理市埋蔵文化財調査報告 2 pp.200-210、天理市教育委員会

後藤守一 1942a「上古時代の楯 (1)」『古代文化』13(4)、pp.1-18

後藤守一 1942b「上古時代の楯 (2)」『古代文化』13(5)、pp.1-27

小林行雄 1962a「革の盾」『古代の技術』塙選書 24 pp.84-92、塙書房

小林行雄 1962b「鉄盾考」『朝鮮学報』24 pp.19-31、朝鮮学会

櫻井久之 2006「鍵手文の盾－文様から見た石上神宮鉄盾の出現背景－」『大阪歴史博物館研究紀要』5、pp.41-62

塩谷 修 2001「盾持人物埴輪の特質とその意義」『日本考古学の基礎研究』pp.188-215、茨城大学考古学研究室

清水真一 1995「盾持人物埴輪考」『古代を考える別冊 古代学評論』4、pp.53-67

杉山晋作 2002「最近の埴輪研究」『季刊考古学』79、pp.14-16

高橋克壽 1988「器財埴輪の編年と古墳祭祀」『史林』71(2)、pp.69-104 <1>

(32) 近畿地方出土埴輪における盾表現

- 高橋克壽 2018「丹波の方墳と坊主塚古墳の盾持人形埴輪」『京都を学ぶ（丹波編）－文化資源を発掘する－』pp. 48-67、ナカニシヤ出版 <26>
- 高橋 工 1991「盾形埴輪の検討」『大阪市平野区長原遺跡発掘調査報告』4 pp. 183-191、大阪市文化財協会
- 高橋 工 1995「東アジアにおける甲冑の系統と日本－特に5世紀までの甲冑製作技術と設計思想を中心に－」『日本考古学』2、pp. 139-160
- 竹森友子 2015「隼人の楯に関する基礎的考察」『黎明館調査研究報告』27、pp. 73-84
- 橘 泉 2018「盾持人埴輪の形態的変遷」『待兼山考古学論集Ⅲ－大阪大学考古学研究室30周年記念論集－』pp. 463-473、大阪大学考古学研究室
- 伊達宗泰 1997「盾形埴輪考」『黄金塚2号墳の研究』花大考研報告10 pp. 149-157、黄金塚2号墳発掘調査団（花園大学）<7><8><9><13>
- 田中秀和 1994「畿内における盾形埴輪の検討－革盾模倣盾形埴輪を中心として－」『大阪市文化財論集』pp. 119-145、大阪市文化財協会
- 筒井崇史 1996「甗形埴輪の変遷について－実用冑との比較検討を通じて－」『京都府埋蔵文化財論集』3、pp. 213-224、京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 中川正人 1998「木製盾の造形技法と系譜」『赤野井湾遺跡 第4分冊』琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書2 pp. 300-313、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課
- 仁木 聡 2008「鉄製武具にみる革盾意匠とその性格－盾中央鉄板を中心にして－」『吾々の考古学』pp. 243-259、和田晴吾先生還暦記念論集刊行会
- 橋本達也 1999「盾の系譜」『国家形成期の考古学』pp. 471-486、大阪大学考古学研究室
- 橋本達也 2002「武具」『季刊考古学』79、pp. 74-77
- 東方仁史 2003「器財埴輪からみた昼飯大塚古墳－蓋形埴輪と盾形埴輪を中心として－」『史跡 昼飯大塚古墳 範囲確認調査報告書』大垣市埋蔵文化財調査報告書12 pp. 403-412、大垣市教育委員会
- 藤田和尊 2002「甲冑と甲冑形埴輪」『古代武器研究』3、pp. 59-71
- 古谷 毅 1996「古墳時代甲冑研究の方法と課題」『考古学雑誌』81(4)、pp. 58-85
- 穂積裕昌 2007「封じ込める力－辟邪発現の方向とその意味－」『森浩一先生傘寿記念献呈論集』同志社大学考古学シリーズ9 pp. 335-348、同志社大学考古学シリーズ刊行会

三木文雄 1963「盾埴輪」『MUSEUM』143、pp. 2-7

## 報告書

朝来町教育委員会編 1990『船宮古墳』朝来町文化財調査報告書2、朝来町教育委員会 <28>

大阪市文化財協会編 1991『大阪市平野区長原遺跡発掘調査報告』IV、大阪市文化財協会 <3><4><6><14>

大阪大学南原古墳調査団編 1992『長法寺南原古墳の研究』大阪大学文学部考古学研究報告2、大阪大学南原古墳調査団 <15>

加古川市教育委員会編 1997『行者塚古墳 発掘調査概報』加古川市文化財調査報告書15、加古川市教育委員会 <17>

岸本道昭・古本寛 1998『中垣内天神山・三味山古墳群』龍野市文化財調査報告19、龍野市教育委員会 <34>

京都府埋蔵文化財調査研究センター編 2008『国営農地再編整備事業「亀岡地区」関係遺跡平成16・18年度発掘調査報告』京都府遺跡調査報告集127、京都府埋蔵文化財調査研究センター <27>

島田 暁 1956「磯城郡田原本町、天理市大字柳本・旧朝和村 旧飛行場敷地内遺跡」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』9 pp. 39-45、奈良県教育委員会 <38>

末永雅雄編 1991『盾塚 鞍塚 珠金塚古墳』由良大和古代文化研究協会

高橋浩樹編 1993『寺戸鳥掛遺跡発掘調査概報』広陵町埋蔵文化財調査概報6、広陵町教育委員会 <29>

伊達宗泰 1958「不退寺裏山古墳」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』10 pp. 55-60、奈良県教育委員会

伊達宗泰 1959「北葛城郡河合村大塚山古墳群」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』12 pp. 41-50、奈良県教育委員会 <30>

田原本町教育委員会編 1997『田原本町埋蔵文化財調査年報』7、田原本町教育委員会

長岡京市埋蔵文化財センター編 2007『長岡京市文化財調査報告書』49、長岡京市教育委員会 <16>

奈良県教育委員会 1959『室大墓』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告、大和文化財保存会 <18><19>

奈良県立橿原考古学研究所編 1994『平城京右京一条北辺二坊三坪・四坪』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告67、奈良県立橿原考古学研究所

(34) 近畿地方出土埴輪における盾表現

- 奈良県立橿原考古学研究所編 2010『四条遺跡Ⅱ』大和高田バイパス建設にともなう  
発掘調査報告書4・奈良県立橿原考古学研究所調査報告106、奈良県立橿原考古  
学研究所 <24><25>
- 奈良国立文化財研究所編 1981『平城宮発掘調査報告』10 古墳時代1 奈良国立文化  
財研究所学報39、真陽社 <37>
- 西岡成晃・藤田三郎編 2013『保津・宮古遺跡 第1次発掘調査報告書』田原本町文  
化財調査報告書6、田原本町教育委員会
- 西光慎治 1997「盾形埴輪の製作技法－黄金塚タイプの意義－」『黄金塚2号墳の研究』  
花大考研報告10、黄金塚2号墳発掘調査団（花園大学）<2>
- 東大阪市文化財協会編 1987『鬼虎川の木質遺物 第7次発掘調査報告書 第4冊』東  
大阪市文化財協会
- 東大阪市教育委員会 1987『発掘20年のあゆみ』東大阪市教育委員会・東大阪市文  
化財協会 <32>
- 福辻 淳編 2015『茅原大墓古墳 第1次～第6次発掘調査報告』桜井市埋蔵文化財調  
査報告書43、桜井市教育委員会 <11>
- 三木 弘編 1999『土師の里遺跡 土師氏の墓域と集落の調査』大阪府埋蔵文化財調査  
報告1998-2、大阪府教育委員会 <20><21><22><33>
- 大和高田市教育委員会編 2001『池田遺跡』奈良県大和高田市遺跡調査報告ダイジェ  
スト、大和高田市教育委員会 <23>